

「米子市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（案）」 の骨子について

1 はじめに

米子市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）」による道路法（昭和27年法律第180号）等の一部改正を受け、これまで、道路標識を設置する場合は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令【標識令】」（昭和35年建設省令第3号）の規定を基準としてきましたが、当該道路の管理者である地方公共団体が条例で定めることになりました。

このため、「米子市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例」を定めるものです。

2 条例に記載する事項

(1) 趣旨

道路法に基づき、米子市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定めることとします。

(2) 条例で定める基準

市道に設ける道路標識の寸法（道路法第45条第3項により定める基準）

道路法に規定する市道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、市の条例（従来「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令【標識令】」で定められていた案内標識、警戒標識及びこれらに附置する補助標識の寸法）で定めることとします。

3 条例の概要

(1) 条例で定める基準の内容

条例は、国土交通省令で定める基準を参酌して、都道府県道は各都道府県で、市町村道は各市町村で定めることとされています。（国道の基準は、従前どおり国土交通省令）

条例で定める基準は、国土交通省令（標識令）で定められている基準に従って定めることを基本とし、市の実情に照らし必要な内容について、独自の基準を定めることとします。

(2) 独自基準（案）の概要

市道に設ける道路標識の寸法

【警戒標識の寸法】

現状・背景

・標識令では、警戒標識の板の寸法について、同令で図示されている寸法を基準とし、必要がある場合は、1.3倍、1.6倍、2倍に拡大することができると規定しています。

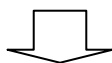
- ・米子市では、視認性と経済性を考慮し、図示の寸法の1.3倍を標準値として鳥取県の警戒標識の寸法を運用してきました。
- ・今後の標識整備にあたって、既存の標識と規格を変えることは、ドライバーの混乱を招く恐れもあります。

米子市の方針

条例では、これまでの鳥取県の運用に合わせて、1.3倍を標準値として規定することを考えています。

<参酌すべき基準：標識令（別表第2 1-（2）第6項）>

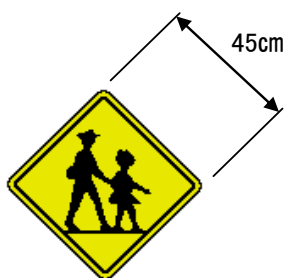
- 「駐車場」等を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。



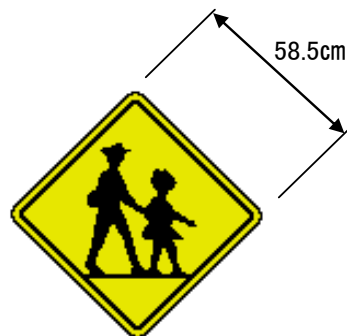
<条例（案）>

- 「駐車場」等を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、拡大することができる。
- 警戒標識については、図示の寸法の1.3倍を標準とする。ただし、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法の1倍、1.6倍又は2倍の寸法とすることができる。

【標識令の基準寸法】



【鳥取県の運用(1.3倍)】



【案内標識の文字の大きさ】

現状・背景

- ・標識令では、設計速度に応じて、文字の大きさを30cm、20cm、10cmを基準とし、必要がある場合は、1.5倍、2倍、2.5倍、3倍に拡大することができる」と規定しています。
- ・米子市では、視認性と経済性を考慮し、30cmを標準値として鳥取県の案内標識の文字の大きさを運用してきました。

- ・今後の標識整備にあたって、既存の標識と規格を変えることは、ドライバーの混乱を招く恐れもあります。

米子市の方針

条例では、これまでの鳥取県の運用に合わせて、30cmを標準値として規定することを考えています。

<参酌すべき基準：標識令（別表第2 1-（5）第2項）>

- 案内標識で、「方面、方向」等を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70以上	30
40, 50又は60	20
30以下	10



<条例（案）>

- 案内標識で、「方面、方向」等を表示するもの以外のものの文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を標準とする。ただし、必要がある場合にあっては、次の表の右欄に掲げる値を基準とし、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍した値とすることができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
40, 50又は60	20
30以下	10



設計速度	文字（漢字）の大きさ	
	標識令の基準値	県の運用
70km/h以上	30cm	30cm
40, 50, 60km/h	20cm	
30km/h以下	10cm	